

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月20日（金）第66号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|----------------------|---------------|---|
| ○保安林の指定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 3 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 3 |
| ○道路の位置指定 | （鹿児島地域振興局取扱い） | 3 |

公

告

- | | | |
|------------------|----------|---|
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 4 |
|------------------|----------|---|

公 安 委 員 会 規 則

- | | | |
|-----------------------------------|------------|---|
| ○特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（※） | （会計課取扱い） | 4 |
| ○大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※） | （免許試験課取扱い） | 5 |

告 示

鹿児島県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
奄美市住用町大字摺勝字登ノ小屋612番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市二川字宇都424番，字松原428番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字宇都424番・字松原428番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年11月14日農林省告示第2183号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は，次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡喜界町大字浦原字立平1652番，字上柵1837番3，1837番28，1837番29，1837番32から1837番35まで，大字志戸桶字オラ262番1，大字白水字配本194番，195番，251番，大字嘉鈍字大水403番，404番，字森鎌405番から408番まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年12月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	谷山知覧線	鹿児島市喜入瀬々串町4001番22地先から4001番6地先まで	前	13.8～17.2	77.0
			後	13.8～24.5	77.0

鹿児島県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和元年12月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	谷山知覧線	鹿児島市喜入瀬々串町4001番22地先から4001番6地先まで	令和元年12月20日

鹿児島地域振興局告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年12月20日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和元年11月21日	日置市東市来町湯田2283番地 株式会社松建 代表取締役 松崎清香	日置市東市来町湯田字諏訪原2032番11	53.53	6.00

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市申良町有里字東桑ヶ迫7178番1, 7178番2及び7179番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
宮崎県都城市豊満町980番地1
株式会社エビス商事
代表取締役 桑畑貴

公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

鹿児島県公安委員会規則第14号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「及び(2)」を「から(3)」に改め、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、「受け復権」を「受けて復権」に改め、「のいずれにも該当しないことを誓約します。」を「3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に「のいずれにも該当しないことを誓約します。」に改める。

別記第4号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式備考を削る。

別記第5号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式別紙中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「決定を知った日」を「裁決の通知を受けた日」に改め、同様式備考を削る。

別記第6号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式備考を削る。

別記第7号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式備考を削る。

別記第8号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式別紙中「6か月」を「6月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定を知った日」を「裁決の通知を受けた日」に改め、同様式備考を削る。

別記第9号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式備考を削る。

別記第10号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式別紙中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「決定を知った日」を「裁決の通知を受けた日」に改め、同様式備考を削る。

別記第11号様式中「鹿公委会」を「鹿公委」に改め、同様式別紙中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「決定を知った日」を「裁決の通知を受けた日」に改め、同様式備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....
大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第15号

大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表危険を予測した運転の部実技の款2の項，別表第2の2の表危険を予測した運転の部実技の項及び別表3危険を予測した運転の部実技の項中「使用方法」の次に「を理解させた上」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。